

法令試験問題

事業者名 又は 氏名		採点	
------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20=20点

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。
()
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。
()
- (3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
()
- (4) 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。
()
- (5) 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
()
- (6) 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

- ①特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ()
- ②社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。 ()
- ③他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。 ()

(7) 事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。 ()

(8) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収書を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。 ()

(9) 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。 ()

(10) 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。 ()

(11) 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 ()

(12) 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。 ()

(13) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。 ()

(14) 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。 ()

(15) 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。

()

(16) 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。

()

(17) 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

(18) 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。

()

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

(1) 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

- ・() 歳以上であること。
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して () 以上であること。
- ・運転する事業用自動車の種類に係る () に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三

カ. 二十五 キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月

サ. 一年 シ. 三年 ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法

タ. 旅客自動車運送事業運輸規則 チ. 道路運送法 ツ. 道路運送車両法

(2) 事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、() 及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を三年間保存しなければならない。

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

(3) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が () で定めるところにより、主として運行する路線又は () の状態及びこれに対処することができる () 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を () し、かつ、その記録

を営業所において（ ）保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

(4) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

(5) 一般貸切旅客自動車運送業に従事する運転者の1日についての拘束時間は、（ ）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。この場合において、14時間を超える日が連続することは望ましくない。

A. 12時間 B. 13時間 C. 14時間

(6) 旅客自動車運送事業者は、次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律第五号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、地方公共団体が経営する企業が旅客自動車運送事業者である場合を除く。

事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき（ ）以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円

(7) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ ）までに届け出るものとする。

ア. 3月31日 イ. 5月31日 ウ. 7月31日

(8) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に（ ）。

ア. 利用させてもよい イ. 貸し渡してもよい ウ. 利用させてはならない

(9) 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）保存しなければならない。

ア. 半年間 イ. 一年間 ウ. 三年間

- (10) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間

- (11) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

【筆記問題】

1点×3＝3点

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならないが、その運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを1つ正確に記入しなさい。

答. _____

- (2) 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. _____

- (3) 公示されている一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合、運送に伴う料金の種類を1つ記入しなさい。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 又は 氏名		採点	
------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20 = 20点

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。(道路運送法第4条)
- (○)
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。(道路運送法施行規則第4条)
- (×)
- (3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)
- (○)
- (4) 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。(道路運送車両法第50条第1項)
- (×)
- (5) 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。(道路運送法第40条)
- (×)

- (6) 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。(道路運送法第9条の2)
- ①特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 (○)
 - ②社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。 (○)
 - ③他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。 (○)
- (7) 事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。(道路運送法第13条)
- (×)
- (8) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収書を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(運輸規則第10条)
- (○)
- (9) 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。(運輸規則第24条、運輸規則の解釈)
- (×)
- (10) 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)
- (○)
- (11) 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)
- (○)
- (12) 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(道路運送法第30条)
- (○)
- (13) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。(運輸規則第26条の2)
- (×)

(14) 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)

(○)

(15) 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。(運輸規則第49条)

(○)

(16) 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。(道路運送法第36条)

(×)

(17) 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法38条)

(×)

(18) 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。(運輸規則第36条)

(○)

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

(1) 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

- ・(ウ) 歳以上であること。
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して(シ) 以上であること。
- ・運転する事業用自動車の種類に係る(セ) に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。(道路運送法第25条)

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三

カ. 二十五 キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月

サ. 一年 シ. 三年 ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法

タ. 旅客自動車運送事業運輸規則 チ. 道路運送法 ツ. 道路運送車両法

(2) 事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、(エ) 及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を三年間保存しなければならない。(運輸規則第26条第1項)

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

- (3) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が (ク) で定めるところにより、主として運行する路線又は (チ) の状態及びこれに対処することができる (サ) 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を (ソ) し、かつ、その記録を営業所において (ア) 保存しなければならない。(運輸規則第38条)

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

- (4) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する (ウ) の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。(運輸規則第45条)

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

- (5) 一般貸切旅客自動車運送業に従事する運転者の1日についての拘束時間は、(B) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。この場合において、14時間を超える日が連続することは望ましくない。

A. 12時間 B. 13時間 C. 14時間

- (6) 旅客自動車運送事業者は、次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法(平成七年法律第百五号)に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、地方公共団体が経営する企業が旅客自動車運送事業者である場合を除く。

事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき(ア)以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。(国土交通省告示第503号)

ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円

- (7) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(ウ)までに届け出るものとする。(施行規則66条)

ア. 3月31日 イ. 5月31日 ウ. 7月31日

- (8) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に(ウ)。(道路運送法33条)

ア. 利用させてもよい イ. 貸し渡してもよい ウ. 利用させてはならない

- (9) 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（イ）保存しなければならない。（運輸規則3条）

ア. 半年間 イ. 一年間 ウ. 三年間

- (10) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って事業用自動車の運転者の（イ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。（運輸規則21条）

ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間

- (11) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。（道路運送法20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

【筆記問題】

1点×3＝3点

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならないが、その運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを1つ正確に記入しなさい。（運輸規則第28条の2）

答. 運行の開始及び終了の地点及び日時、乗務員等の氏名、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間、運行に際して注意を要する箇所の位置、運送契約の相手方の氏名又は名称 他

- (2) 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. 整備管理者

- (3) 公示されている一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合、運送に伴う料金の種類を1つ記入しなさい。（運賃・料金の適用方法）

答. 深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金、交替運転者配置料金